

公立徳第 920 号  
令和 8 年 2 月 18 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長  
( 公 印 省 略 )

被扶養配偶者の扶養手当支給廃止に伴う継続認定手続きに係る事前通知について（通知）

このことにつきまして、組合員の配偶者に対する扶養手当の支給額は令和 6 年度から段階的に減少し、令和 8 年度には廃止となることが決定しています。

それに伴い、現在、扶養手当の支給を受けており、また、健康保険の認定区分が普通認定となっている配偶者を引き続き健康保険の被扶養者として認定する場合は、扶養手当の支給が無い特別認定への認定替えの手続きが必要となります。

つきましては、当共済組合から対象者がいる所属所に対し、令和 8 年 5 月下旬頃を目途に「通知文」、「対象者リスト」及び「提出書類一覧」をお送りさせていただきますので、お手元に届きましたら、通知文に記載している期日までに御提出ください。

- 注 1) 令和 8 年 3 月 31 日付で退職される組合員及び他共済に異動する組合員の被扶養配偶者の場合は自動的に喪失となるため、取消手続きは不要です。
- 注 2) 令和 8 年 4 月 1 日から組合員の勤務形態が変更となり、組合員番号が新たに付与される場合は、新しい番号で組合員資格取得と被扶養者認定の手続きを行うため、この対象には該当しません。
- 注 3) 期日までに御提出がない場合、職権で被扶養者の取り消しをする場合があります。取り消した場合は、健康保険証は使用できなくなりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〒770-8570

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県教育委員会福利厚生課内

公立学校共済組合徳島支部

給付・年金第一担当Tel:088-621-3176